

---

---

# 三木市 市民活動支援事業

＊ ＊ よくある質問 Q&A ＊ ＊

---

---



Q1. 報償費の領収書は必要なのですか？

A. 必要となります。

謝礼額と住所氏名の記載があり、印鑑が押されている領収書が必要です。

Q2. 市外での活動は支援の対象にならないとなっていますが、「市外での活動」とはどのような活動ですか？

A. 三木市民以外の方を対象とした活動のことをいいます。

市外で活動する場合、対象者が三木市民以外は支援対象外となります。

一方、サロン活動等で市外で活動する場合、対象者が三木市民であることから支援対象となりますが、年1回のみでの支援となります。ただし、下見に関する費用は支援対象外です。

Q3. 団体構成員が技術向上のため市外へ研修に行きました。これにかかる研修費や電車賃などは支援対象になりますか？

A. 年1回のみ支援対象となります。

研修会への参加費は「研修費」、電車賃や車代は「交通費」として計上してください。ただし、電車賃や車代の計上時には別様式の明細をつけてください。

Q4. 食材料費に弁当代を計上してもいいですか？ 「食材料費」

A. 弁当・惣菜・レトルトなど調理を必要としないものは、食材料費に計上できません。野菜・肉・麺・穀物など、調理を必要とするものに限られます。

Q5. 自宅等でチラシを作成した場合、インク代や用紙代などを計上したいのですが、どうしたらいいですか？

A. インク代や用紙代は団体から現物支給をしてもらってください。

なお、個人で作成した領収書は認められません。「消耗品費」

Q6. 楽器や備品の修理代の費目はなんですか？

A. 消耗品費で計上してください。「消耗品費」

Q7. 年10回の人形劇の公演活動を実施し、そのための練習を50日実施して練習場所の使用料がかかりました。使用料は全額支援対象となりますか？

A. 本番1回に対して、2回の使用料の支援ができます。この例でしたら、20回分の使用料の計上ができます。

活動日数(年間12日以上)の計上も同様の扱いとします。「使用料」

Q8. サロン活動の中で景品を出した場合、支援対象となりますか？

A. 安価なもので、参加者全員に配布するものであれば支援対象となります。高価なものや、特定の人に配布するものは支援対象外となります。「消耗品費」

Q9. ホームページの管理費は支援対象となりますか？

A. 一般の方へ広く活動の案内をし、イベント等への参加を募集するなどの内容であれば、支援対象となります。「使用料」

Q10. 活動するにあたって車で移動しました。交通費はすべて計上できますか？

A. 全額はできません。

車代については、1日につき上限500円/台 が計上できます。

計上するにあたって、車代は様式の「交通費支出調書(自家用車両)」を記入し、受領印を押していただき、報告時に添付してください。 交通費

金額は団体で設定

(車代 例)

### 交通費支出調書(自家用車両)

摘 要 ( )内は出発時・目的地を記載	氏 名	金 額	受領 印
5月20日の活動交通費として (緑が丘(自宅)～活動センター)	山田 太郎	300円	
1月15日の活動交通費として (吉川(自宅)～活動センター)	鈴木 花子	500円	

※受領印は鮮明に押印してください。

Q11. 活動するにあたって電車、バスで移動しました。その交通費は計上できますか？

A. 掛かった実費分が計上できます。

計上するにあたって、公共交通の利用は「交通費支出調書(公共交通)」を記入し、受領印を押していただき、報告時に添付してください。 交通費

(公共交通費 例)

### 交通費支出調書(公共交通)

摘 要 ( )内は公共交通機関名と乗車・降車駅(停)	氏 名	金 額	受領 印
5月20日の活動交通費として (神鉄 緑が丘駅 ~ 恵比須駅)	山田 太郎	〇〇〇円	
1月15日の活動交通費として (神姫バス 三木営業所～吉川支所)	鈴木 花子	〇〇〇円	

※受領印は鮮明に押印してください。

Q12. 市民活動支援金の申請時は50,000円で申請していましたが、支援対象金額が50,000円より少ない場合は減額できますか？

A. できます。なお、変更申請の手続きについては、市民協働課からご案内します。

Q13. 活動終了後の反省会や慰労会に伴う飲食代は支援対象となりますか？

A. 支援対象となりません。活動中の休憩時の飲料や茶菓子は対象となります。

ただし、喫茶店などでの飲食は支援対象になりません。 茶菓子代

Q14. 手書きの領収書を発行する際、金額以外に記入することはありますか？

A. 相手の住所氏名の記載があり、印鑑が押されている必要があります。

相手が団体の場合、住所のかわりに団体名の記載でも可能です。

**Q15.** 宛名の記載がないレシートや宛名が入っていない領収書は計上できますか？

- A. レシートは販売会社、購入日、商品名の記載が印字されているため、計上することができますが、手書きの領収書は宛名の記載が必須となり、記載がなければ計上することはできません。

**Q16.** 研修費としてどんなものが計上できますか？

- A. 構成員の知識、技術の向上を目的に他の団体が実施する研修会、講習会等に参加する場合の参加費及び前記目的のための書籍費を計上できます。芸や音楽、芸術作品を鑑賞するのが主な目的の場合は計上できません。

**Q17.** 災害や感染症の発生など、やむを得ない事由により、予定していた活動日に活動することができずに必要日数の12日を満たすことができません。

- A. 災害や感染症などやむを得ない事象が発生した場合は、市民協働課より採択団体へその後の対応についてお知らせします。  
申出書等の提出により、活動予定日を活動日とみなすように検討します。

**Q18.** 当初予定より支出額が少なくなったので、最終の活動日以降に次年度に使用する備品を購入することは可能ですか？

- A. 当年度の4月から3月の活動に係る費用ではないので認められません。

**Q19.** インターネット通販を利用して商品を購入したので納品書で計上できますか？

- A. 領収書が必要です。WEBサイト内の確認や通販会社に確認をしてください。  
また、領収書には宛名と但し書きの記載が必要です。